

## II 報告 広告物等景観保全地区にかかる市民意見募集の実施について

### 1. 趣旨

- 都市景観は、自然をはじめ建物や道路、街路樹など様々な要素によって構成され、屋外広告物も都市景観を構成する重要な要素の一つとなっています。
- 地域の景観に調和するとともに、神戸の玄関口としてふさわしい景観を整序していくため、郊外インターチェンジ周辺地域を広告物等景観保全地区に指定し、広告看板の位置や色彩等を規制・誘導することにより、周辺環境と調和した統一感ある沿道の広告景観を形成することをめざします。

### 2. 広告物等景観保全地区及び規則改正（案）の内容

#### （1）指定区域

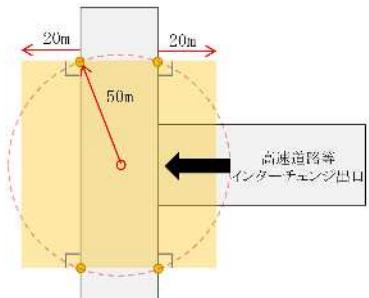
- 市外から市内に車両が流入する郊外の高速道路等のインターチェンジ23か所周辺地域

#### [指定区域]

1 神戸三田IC	2 長尾IC	3 大沢IC	4 吉尾IC	5 柳谷IC	6 五社IC
7 有馬口IC	8 唐櫃IC	9 からと東IC	10 唐櫃南IC	11 からと西IC	12 箕谷IC
13 藍那IC	14 神戸西IC	15 しあわせの村IC	16 布施畠東IC	17 布施畠西IC	18 布施畠IC
19 前開IC	20 永井谷IC	21 長坂IC	22 伊川谷IC	23 玉津IC	

#### （2）指定範囲

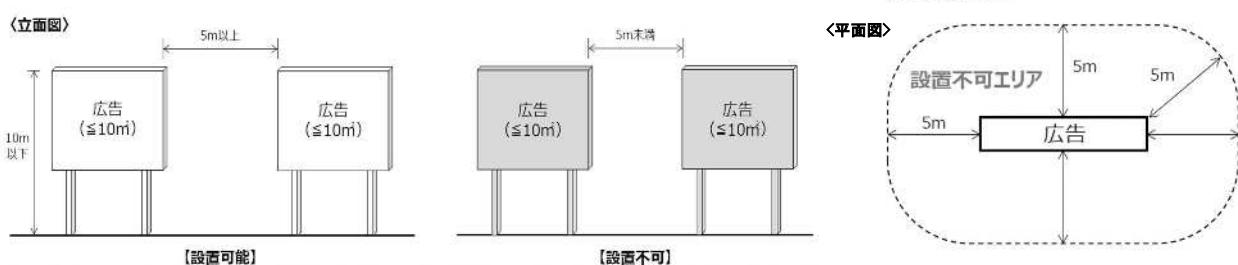
- 高速道路等の出口と一般道路の合流する地点（出口道路の中心線と合流道路の中心線が交わる点）を起点に半径50m、一般道路の道路境界線から20mの範囲で指定する区域



#### （3）広告物等の位置、色彩、意匠その他表示の方法に関する基準

地上広告物 (野立看板)	(1) 広告物の相互間距離は5m以上とすること。 (2) 信号機及び道路標識からの距離は5m以上とすること。 (3) 彩度10以上の色数は2色以下とすること。 (4) 広告物が複数掲出される場合は集合化に努めること。 (5) 神戸市景観計画の景観計画区域全域(重点地域及び重点地区を除く。)における「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」に示す景観形成基準及び夜間景観形成基準を満たすこと。
-----------------	---

#### 新たな基準での看板の設置イメージ



注：面積・高さは、住居系地域の場合を例示

3. 経過措置期間　規則改正により既存不適格となる広告物は、原則、現在の許可年数終了後3年を経過するまでの間（神戸市屋外広告物条例第12条の3）
4. 施行予定期　令和6年1月
5. 意見募集期間　令和5年6月20日（火曜）から令和5年7月21日（金曜）
6. 資料の閲覧　神戸市のホームページの意見募集のページに掲載するとともに以下の場所において閲覧に供する。（土曜、日曜、祝日を除く）
  - (1)神戸市建設局道路管理課（中央区磯辺通3丁目1-7コンコルディア神戸4階）
  - (2)神戸市都市局景観政策課（中央区浜辺通2丁目1-30三宮国際ビル6階）
  - (3)市政情報室（市役所1号館18階）
  - (4)各区役所地域協働課、須磨区北須磨支所、西区玉津支所

# 広告物等景観保全地区について（案）

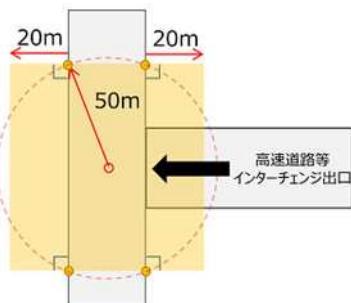
## 1. 概要（基本的な考え方）

- ・高速道路等のインターチェンジ周辺は、駅前空間と並び神戸への訪問者の目に最初に触れる場所であり、神戸のイメージや魅力に影響を及ぼす地域の顔となる重要な空間です。
- ・一方、郊外のインターチェンジ周辺の一部には、人の目を引くことのみを目的とした大きく派手な広告が乱立し景観の調和を著しく阻害しています。
- ・また、交差点付近では、これらの看板により信号機や交通標識の視認性を低下させ、交通事故の発生や円滑な移動の妨げとなる恐れがあります。
- ・地域の景観に調和するとともに、神戸の玄関口としてふさわしい景観を整序していくため、郊外インターチェンジ周辺地域を広告物等景観保全地区に指定し、看板の位置や色彩の規制・誘導等を行い、周辺環境と調和した統一感ある沿道の広告景観形成をめざします。

## 2. 指定範囲

- ・市外から市内に車両が流入する郊外の高速道路等のインターチェンジ 23か所周辺地域  
※人口集中地区（DID 地区）以外のインターチェンジ（別表参照）

- ・高速道路等の出口と一般道路の合流する地点を起点に半径 50m、一般道路の道路境界線から 20m の範囲で指定する区域



## 3. 表示方法等

- ・広告物等の位置、色彩、意匠等について新たに基準を設けます。

広告物の種類	位置、色彩、意匠その他表示の方法
地上広告物 (野立看板)	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 広告物の相互間距離は 5 m 以上とすること。</li><li>(2) 信号機及び道路標識からの距離は 5 m 以上とすること。</li><li>(3) 彩度 10 以上の色数は 2 色以下とすること。</li><li>(4) 広告物が複数掲出される場合は集合化に努めること。</li><li>(5) 神戸市景観計画の景観計画区域全域（重点地域及び重点地区を除く。）における「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」に示す景観形成基準及び夜間景観形成基準を満たすこと。</li></ul>

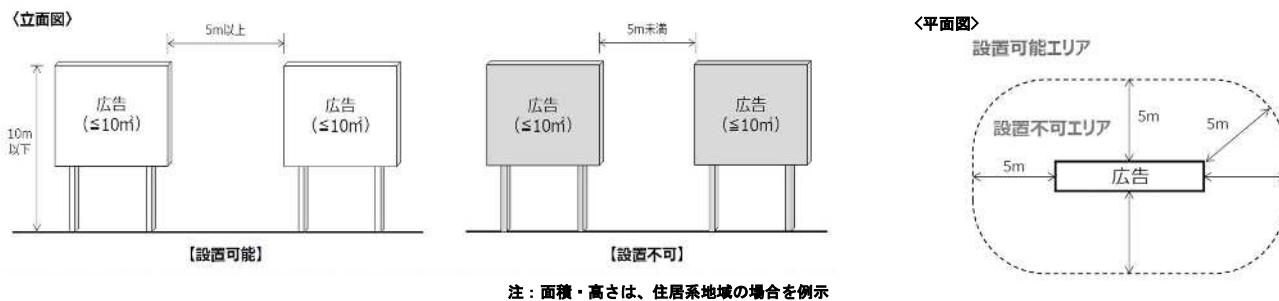
## 【参考】

(1) 現行の主な基準：神戸市屋外広告物条例施行規則別表第1

広告物の種類	広告物等の規格及び条例第5条第1項、第3項又は第5項の許可の基準			
地上広告物 (野立看板)	広告物等の高さ		広告物の表示面積	
	住居系地域	商工系地域	住居系地域	商工系地域
	10メートル 以下	15メートル 以下	1面につき 10平方メートル以下	1面につき 30平方メートル以下

※ 住居系地域・・・市街化調整区域、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域  
商工系地域・・・準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域

(2) 新たな基準での看板の設置イメージ

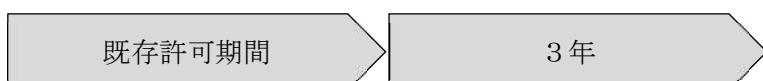


## 4. 経過措置(既存不適格物件の経過措置の期間)

現在の許可年数終了後、3年を経過するまでの間（神戸市屋外広告物条例第12条の3）

地上広告物（野立看板）に適用される経過措置

（地上広告物の許可期間は3年）

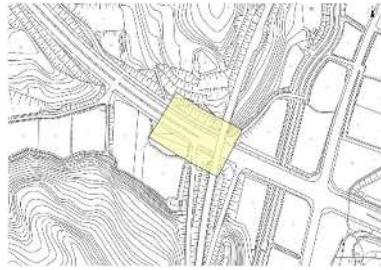
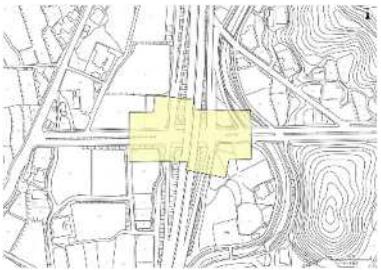
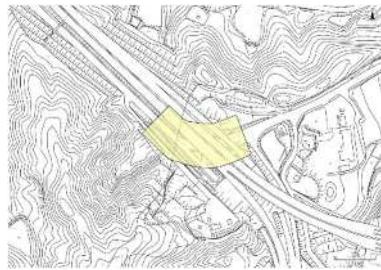
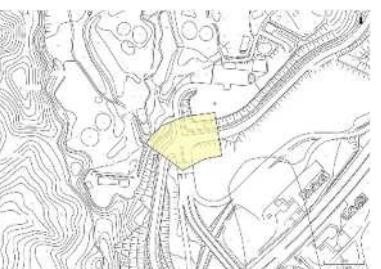


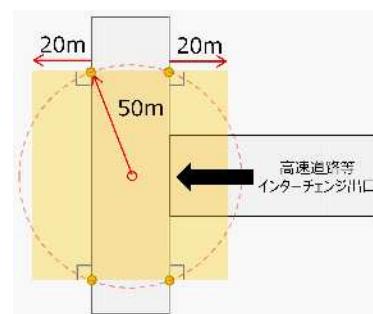
↑  
基  
準  
等  
の  
改  
正

【別 表】

【指定区域】

- 市外から市内に車両が流入する郊外の高速道路等のインターチェンジ23か所周辺地域

1 神戸三田 IC	2 長尾 IC	3 大沢 IC
		
4 吉尾 IC	5 柳谷 IC	6 五社 IC
		
7 有馬口 IC	8 唐櫃 IC	9 からと東 IC
		
10 唐櫃南 IC	11 からと西 IC	12 箕谷 IC
		
13 藍那 IC	14 神戸西 IC	15 しあわせの村 IC
		

16 布施畠東 IC	17 布施畠西 IC	18 布施畠 IC
		
19 前開 IC	20 永井谷 IC	21 長坂 IC
		
22 伊川谷 IC	23 玉津 IC	【参考】指定範囲模式図
		

※ 上記インターチェンジ(IC)の道路の名称

中国自動車道 1

第二神明道路北線 21

第二神明道路 22、23

六甲北有料道路 2、3、4、5、8

六甲有料道路 10

阪神高速7号北神戸線 6、7、9、11、12、13、15、16、17、19、20

阪神高速32号新神戸トンネル 12

神戸淡路鳴門自動車道 14、18